



2017年1月6日
アジアインターネット日本連盟

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」に対する意見

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」(以下「本告示案」という。)に対する当連盟の意見は、以下のとおりである。

1. 本告示案3.(1)について

先般の個人情報保護法の改正の議論において個人情報保護委員会を設置する趣旨は、独立した第三者機関による分野横断的な統一見解の提示等を行うためとされている。

仮に、広範囲に渡る様々な分野において、個人情報保護委員会の権限の委任がなされるとすれば、改正前の個人情報保護法下の主務大臣制と同様の状況が生じ、個人情報保護委員会の独立性が事実上失われることとなり、個人情報保護委員会による分野横断的な個人情報保護という当初の目的が達成されないおそれがある。

本告示案において、権限が事業所管大臣に委任されている分野の個人情報取扱事業者の報告先については、「別途公表するところによる」とされており、権限の委任を前提とした記載となっているが、個人情報保護委員会の設置趣旨に鑑み、委任はあくまでも必要最小限度の範囲に止めるようにすべきである。

2. 本告示案3.(2) について

本告示案において、「報告を要しない場合」のうち、「FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合」の例として、「FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信社名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合」のみが例示されている。

あくまで例示である以上、上記の例示以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあるという認識だがその点、明確にしていきたい。また、報告を要しない「軽微なもの」は、「FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等」の場合に限られる理由はないため、個別具体的な事情に照らして報告を要しない「軽微なもの」は本告示案3.(2) 記載の場合以外にもあるという認識だが、その点も明確にしていきたい。

以上